第11条第11項第七号中ホをヘとし、リの次に次のように加える。

ホ　追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ　包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

第11条第11項第六号中「オリジネーターである」の下に「場合における信用リスク・アセットの算出対象となる」を加え、⑽を⑿とし、⑻及び⑼を削り、⑺を⑽とし、⑹を⑼とし、⑸を⑻とし、同号イ⑷中「所要自己資本の額」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号イ中⑷を⑺とし、同号イ⑶中「種類別の内訳」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号イ中⑶を⑹とし、⑵の次に次のように加える。

⑶　証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

⑷　当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

⑸　証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

第11条第11項第六号イ中⑽の次に次のように加える。

⑾　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

第11条第11項第六号ロ中「投資家である」の下に「場合における信用リスク・アセットの算出対象となる」を加え、同号ロ⑴中「種類別の内訳」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号ロ⑵中「所要自己資本の額」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号ロ中⑷を⑸とし、⑶の次に次のように加える。

⑷　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

第11条第11項第六号に次のように加える。

ハ　商工組合中央金庫がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

⑴　原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、商工組合中央金庫が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

⑵　証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

⑶　当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

⑷　証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

⑸　保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

⑹　保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

⑺　包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

⑻　証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

⑼　自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

⑽　早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i)　早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

(ii)　商工組合中央金庫がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のＥＡＤの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii)　商工組合中央金庫が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のＥＡＤの額の合計額に対する所要自己資本の額

ニ　商工組合中央金庫が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

⑴　保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

⑵　保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

⑶　保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

⑷　自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

第11条第11項第七号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ　期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

第四条第11項第七号を次のように改める。

七　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ　自己資本比率告示第二百三十二条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百三十七条第二項及び第二百八十五条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ　信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ　証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ　証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

ヘ　連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ト　連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

チ　証券化取引に関する会計方針

リ　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ　内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル　定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

第四条第11項第八号中ホをヘとし、リの次に次のように加える。

ホ　追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ　包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要